労働者派遣事業許可申請書類について（法人）

1　労働者派遣事業許可申請書（様式第１号）　**正１部・写２部**
2　労働者派遣事業計画書（様式第３号）※１　**正１部・写２部**
3　キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第３号－２）※１　**正１部・写２部**

【添付書類】

① 定款（原始定款・変更がある場合株主総会議事録、再生の場合は原本証明）　**写２部**
※事業目的に「労働者派遣事業」を行う旨の記載があること。

② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）　**正１部・写１部**
※事業目的に「労働者派遣事業」を行う旨の記載があること。

③ 役員（登記簿に載っている者全て）の住民票と履歴書【記載例参照】**正１部・写１部**
※住民票は、本籍地記載のあるもの、かつ、個人番号が記載されていないものに限る。

④ 個人情報適正管理規程　※１　**写２部**

⑤ 最新の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書　※２**写２部**

⑥ 法人税の納税申告書【別表１】【別表４】（税務署の受理印のあるもの、又は電子申告の場合はメール詳細）　**写２部**

⑦ 法人税の納税証明書【その２　所得金額用】　**正１部・写１部**

⑧ 事業所の使用権を証明する書類
＜賃貸借の場合は、賃貸借契約書＞　**写２部**
＜転貸借の場合は、原契約書、転貸借契約書、所有者の承諾書＞　**写２部**
＜自己所有の場合は、不動産の登記事項証明書（建物分）＞　**正１部・写１部**

⑨ 派遣元責任者の住民票と履歴書【記載例参照】　※１　**正１部・写１部**
※住民票は、本籍地記載のあるもの、かつ、個人番号が記載されていないものに限る。
（役員が兼ねる場合は、省略できます）

⑩ 派遣元責任者講習受講証明書（申請受理の日前３年以内の受講に限る）　**写２部**

⑪ キャリア形成支援制度を有することを確認する書類　※３　**写　各２部**
ア　教育訓練を実施する規定が記載されていること、又、教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うこと（就業規則又は労働契約書の写し）
「会社から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の理由がない限り教育訓練を受講しなければならない。」という書き方でも可能。

イ　教育訓練についての概要（書類やパンフレット、リーフレット等）
ウ　訓練が無償であることを確認できるもの（就業規則、労働契約書、リーフレット等）
エ　派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引き、マニュアル等、又はその概要の該当箇所の写し

⑫ 就業規則又は労働契約書等の写し　※３　**写２部**

・無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。（労働者派遣契約の終了、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等）
・無期雇用派遣労働者、又は有期雇用派遣であるが雇用契約期間内に派遣契約が終了した者について、次の派遣先が見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第 26 条に基づく手当（休業補償）を支払うことを規定した就業規則又は労働契約書の該当箇所の写し等

⑬ 事業所のレイアウト図及び写真（事業所外観、事務所全体、面接場所、教育訓練場所、個人情報管理場所（施錠できる場所））　**２部**

⑭ 企業パンフレット（事業内容の確認のため）　**２部**

⑮ 自己チェックシート（様式第 15 号）　**正１部・写１部**

⑯ 許可申請にかかる手数料（収入印紙）【12 万円】＋【5 万 5 千円×事業所数－１】
※貼り付けしないこと。

⑰ 登録免許税領収書（登録免許税）許可１件当たり【９万円】

⑱ その他、労働局で依頼された確認書類

※１：複数の事業所を申請する場合は、事業所ごとに必要です。
※２：法人成立後最初の決算を終了していない場合は、設立時貸借対照表（開始貸借対照表）を提出してください。
なお、個人の場合や連結決算を行っている法人の場合は、労働局に確認ください。
※３：就業規則の写しには、労働基準監督署の受理印のあるページの写しも必要です。

三重労働局　職業安定部　職業安定課　需給調整事業室
〒514-8524　三重県津市島崎町 327 番 2
津第二地方合同庁舎
TEL：059-226-2165　　FAX：059-227-4331